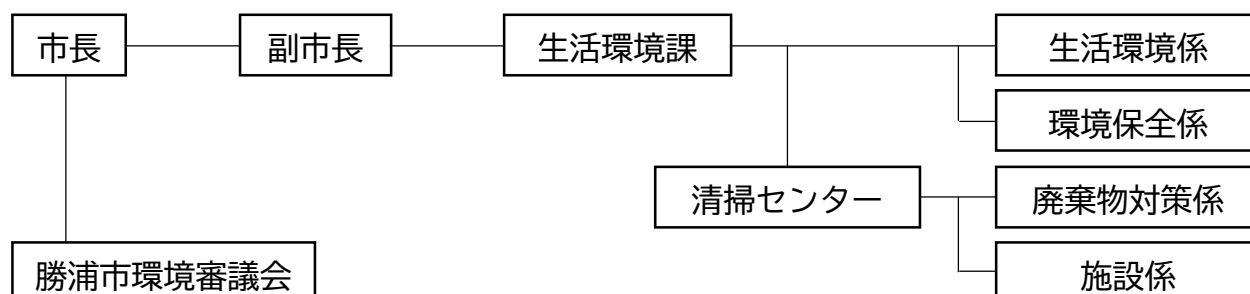


第2章 環境行政の概要

1 機構



2 予算決算

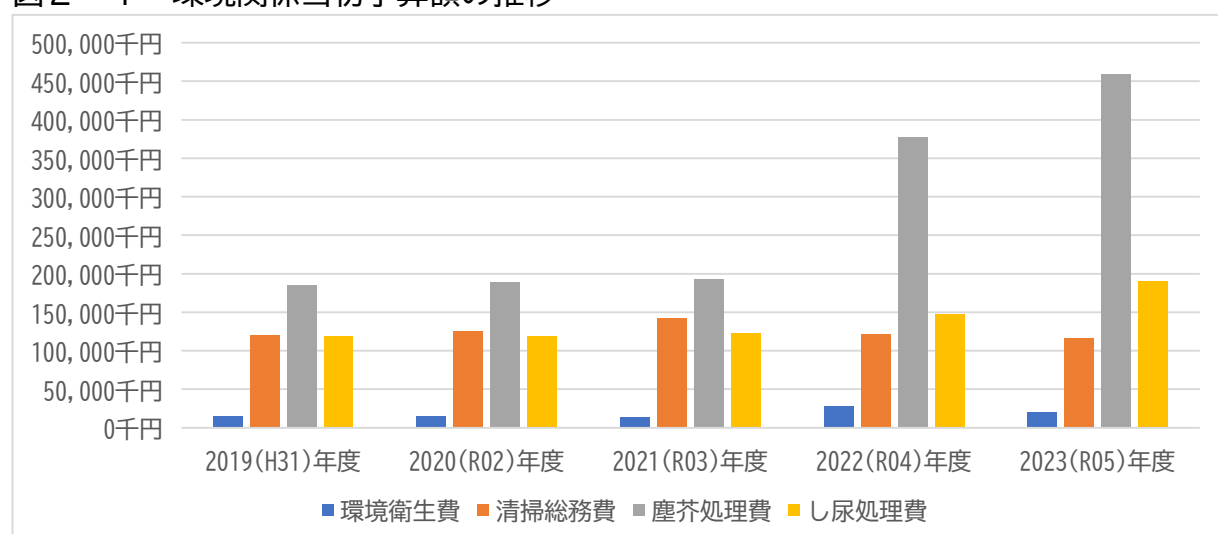
(1) 環境に関する当初予算

表2-1 環境関係当初予算額の推移

(単位：千円)

年度 項目	2019(H31)	2020(R02)	2021(R03)	2022(R04)	2023(R05)
環境衛生費	14,514	14,244	14,129	27,370	19,856
清掃総務費	119,897	124,376	141,803	121,800	116,294
塵芥処理費	184,699	189,264	192,993	377,009	458,826
し尿処理費	119,174	118,231	121,988	147,173	190,445
計	438,284	446,115	470,913	673,352	785,421

図2-1 環境関係当初予算額の推移



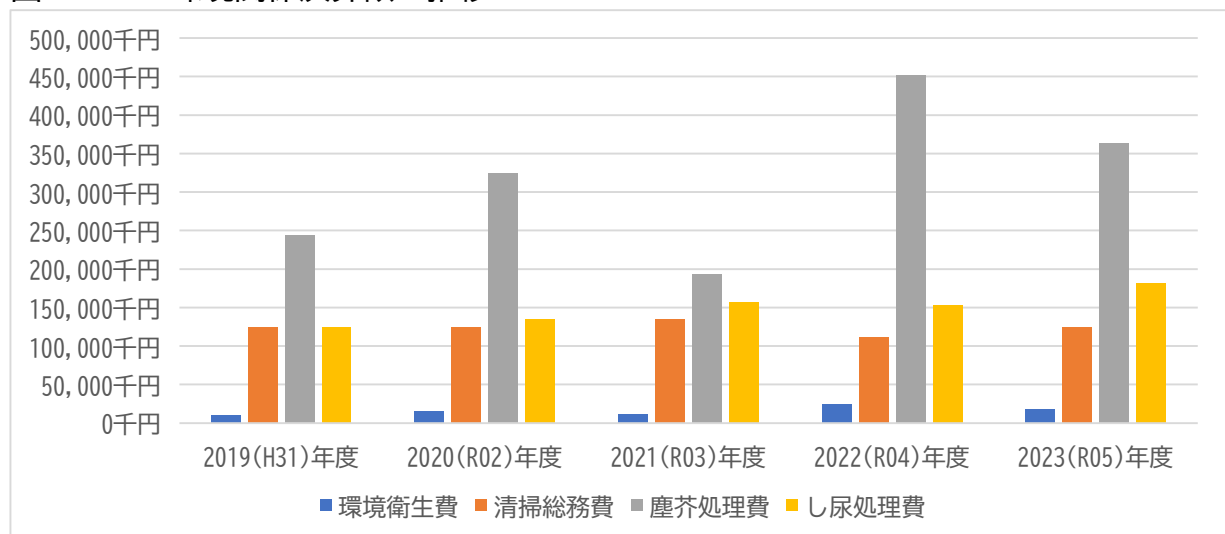
(2) 環境に関する決算

表2-2 環境関係決算額の推移

(単位：円)

年度 項目	2019(H31)	2020(R02)	2021(R03)	2022(R04)	2023(R05)
環境衛生費	9,848,729	14,602,745	11,729,052	24,976,853	17,774,387
清掃総務費	124,240,628	123,682,295	133,925,756	110,771,890	124,377,411
塵芥処理費	243,431,750	323,960,211	192,675,000	451,243,103	363,342,382
し尿処理費	123,822,671	134,068,083	156,578,558	153,271,249	181,382,623
計	501,343,778	596,313,334	494,908,366	740,263,095	686,876,803

図2-2 環境関係決算額の推移



3 審議会

勝浦市環境審議会は、環境対策に関する事項を調査、審議する市長の諮問機関です。審議会は、8名の委員で組織され、委員は市議会議員、学識経験者、団体等の役員で構成され、任期は2年間となっています。

表2-3 環境審議会委員（2024（令和6）年4月1日現在）

構成及び定数	氏名	役職等
市議会議員 2名	松崎 栄二	市議会議員
	岩瀬 琢弥	市議会議員
学識経験者 3名	高田 雅雄	南外房環境クラブ理事
	山本 洋子	勝浦市海岸売店組合組合長
	岩見 泰代	夷隅支部退職女性教職員の会会員
団体等の役員 3名	野村 守	新勝浦市漁業協同組合代表理事組合長
	正木 信明	いすみ農業協同組合勝浦支所長
	渡邊 嘉男	勝浦市観光協会会長

4 環境関連組織等

(1) 勝浦市空家等対策協議会

勝浦市空家等対策の促進に関する条例第6条の規定に基づき、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項のほか、特定空家等に対する措置について協議するため、2017（平成29）年7月1日に設置した協議会です。委員は市長のほか、法務、不動産、建築等に関する学識経験者、その他市長が必要と認める者のうち6名以内に委嘱し活動しています。

(2) 勝浦市不法投棄監視員

勝浦市不法投棄監視員制度設置要綱の規定に基づき、一般廃棄物、産業廃棄物や残土等の不法投棄防止のため、市民12名に委嘱し監視活動を実施しています。

(3) 勝浦市環境市民会議

勝浦市環境基本条例第15条の規定に基づき、環境の保全に関する施策に市民の意見を反映させるために設置した会議です。委員は公募により募集を行い、7名に委嘱し活動を実施しています。

(4) 浜勝浦川浄化対策推進協議会

市街地を流れる浜勝浦川の水質浄化に関して調査研究、情報収集を行い、浜勝浦川の環境整備の啓蒙、普及や水質浄化対策の推進を図るために設置した協議会です。委員は、関係行政区長、関係行政機関の職員、関係団体の代表者で組織し、13名に委嘱し活動しています。

(5) 勝浦市放置自動車廃物判定委員会

勝浦市きれいで住みよい環境づくり条例第43条の規定に基づき、放置自動車の判定その他放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関し必要な事項を審議するために設置する委員会です。委員は、自動車等について専門知識を有する者、学識経験を有する者、関係行政機関の職員、その他市長が必要と認める者の中から6名に委嘱し活動します。

(6) 夷隅川等浄化対策推進協議会

夷隅川等河川の現状に鑑み、夷隅川等河川に関する企業及び団体等が一体となり、有機的な連携を保ち、夷隅川等河川の浄化対策を積極的に図るとともに、地域住民の生活環境の保全に寄与することを目的とし、1973（昭和48）年9月26日に設立されました。

(7) 千葉県環境衛生促進協議会

市町村の資源循環型社会の構築を目指し、廃棄物処理及び清掃に関する事業の施策推進を図るとともに、事業の合理的な運営並びに施設の適正な維持管理を実施すべく、会員相互の知識普及と技術の向上を図り、生活環境の保全及び環境衛生の向上に寄与することを目的とし、1962（昭和37）年6月5日に設立されました。

(8) 千葉県浄化槽推進協議会

千葉県における合併処理浄化槽の普及、設置、保守点検及び清掃の適正化を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とし、1991（平成3）年8月29日に設立されました。2009（平成21）年5月28日に、千葉県合併処理浄化槽普及促進協議会から千葉県浄化槽推進協議会に名称を変更しました。

(9) 管内産業廃棄物及び残土等の不適正処理対策連絡会議

夷隅地域振興事務所管内における、産業廃棄物の不法投棄及び残土等の不適正処理対策を迅速かつ適正に講ずることを目的とし、関係機関の緊密な連絡調整機能を有する会議として、2004（平成16）年4月23日に設立されました。